

理事会規程

第1条(理事会の目的) 本学会の発展と維持のために、理事会を置く。

第2条(理事会の構成) 理事会は、次に定める理事により構成される。

- (1)役員選挙によって選出された理事長を含む15名の理事
- (2)理事長が指名した理事

第3条(理事長及び常任理事の選出) 役員選挙によって選出された15名の理事の投票により、1名の理事長及び5名の常任理事を選出する。

第4条(理事長及び常任理事の任期) 理事長及び常任理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条(常任理事会の目的) 理事会には、本会の通常の運営・執行をするために、常任理事会を置く。

第6条(常任理事会の構成) 常任理事会は、次の者により構成される。

- (1)理事長
- (2)理事の互選によって選出された5名の常任理事
- (3)質的心理学研究編集委員会委員長
- (4)研究交流委員会委員長
- (5)質的心理学フォーラム編集委員会委員長
- (6)その他理事長が指名した者

第7条(規程の改正) この規程の改正は、理事会の発議により、総会に諮り改正する。

附則

- 1 この規程は、2006年 8月 6日より施行する。
- 2 この規程は、2019年 2月 16日より施行する。
- 3 この規程は、2023年 11月 5日より施行する。